

行政の焦点



◎過重労働とは

インターネットで「過重労働」を検索すると、何よりも「過労死」を検索する人が多いです。しかし、「過労死」を検索すると、何よりも「過労死」を検索する人が多いです。

「仕事で積み重なった過労や精神的なストレスが原因の一つとなつて、疾患につけています。」とあります。しかし、「過労死」を検索すると、何よりも「過労死」を検索する人が多いです。

（以下「精神障害認定基準」という）に基づき、長時間労働に従事したことが精神障害発病の原因と認められれば、精神障害を業務上の疾病とします。

防し、発症を未然に防ぐことが重要です。

（以下「精神障害認定基準」という）に基づき、長時間労働に従事したことが精神障害発病の原因と認められれば、精神障害を業務上の疾病とします。

（以下「精神障害認定基準」という）に基づき、長時間労働に従事したことが精神障害発病の原因と認められれば、精神障害を業務上の疾病とします。

「仕事で積み重なった過労や精神的なストレスが原因の一つとなつて、疾

にに基づき、業務による明らかな過重負荷が認められれば、脳・心臓疾患を業務上の疾病とします。また、平成23年12月に定められた「心理的負荷による精神障害の認定基準」

が認められない場合は、長時間労働が労働者に過重な負荷を与えるとすれば、これらの疾患を予

過重労働による労働災害防止対策

◎過重労働認定基準

認定要件として、発症前の概ね6ヶ月間を評価期間とし、

①発症前1ヵ月間ないし6ヵ月間にわたって、1ヵ月当たり概ね45時間を超える時間外労働

し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」と定義し、業務に起因する疾病を労働災害に含めています。

②発症前1ヵ月間に概ね100時間又は発症前2ヵ月間ないし6ヵ月間にわたって、1ヵ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる

が、ここでは、③長期間の過重業務、ですの過重な業務の認定要件を「過重労働」として取り上げます。

なお、ここでは、「時間外労働」とは、実労働時間で週40時間を超える労働時間です。労働基準法第三十七条规定で割増賃金の支払いが必要な時間外労働時間とは異なります。

人事労務用語辞典では、

「脳疾患や心臓疾患」に限定し、人事労務用語辞典では、「疾病や自殺など」として、いわゆる「過

ので、ご注意ください。

「精神障害認定基準」

では、時間外労働時間の評価として、

①極度の長時間労働は、

心身の極度の疲弊、消耗を來し、うつ病等の原因となることから、

発病日から起算した直前の1カ月間に概ね1

60時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする

②長時間労働以外に特段の出来事が存在しない

それ自体を「出来事」

とし、発病日から起算した直前の2カ月間に1カ月当たり概ね12

0時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであつた場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする

③出来事に対処するため

に生じた長時間労働は、

心身の疲労を増加させ、

ストレス対応能力を低下させる要因となることや、長時間労働が続

く中で發生した出来事の心理的負荷はより強くなることから、出来事自体の心理的負荷と恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）を関連させて総合評価を行い、「中」程度と判断される出来事の後に恒常的な長時間労働が認められる場合には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。なお、出来事の前の恒常的な長時間労働の評価期間は、発病前概ね6カ月の間とする

としています。

精神障害に係る過重な労働時間数は、脳・心臓疾患の認定基準よりも長い労働時間数となっています。発症の未然防止として労働時間数の管理を行う場合には、脳・心臓疾患認定基準により行うことが適切です。

◎認定基準の労働時間

平成12年7月、最高裁

判所は、自動車運転者に

係る行政事件訴訟の判決

において、業務の過重性の評価にあたり、それま

での脳・心臓疾患認定基

準では具体的に明示して

いなかつた慢性の疲労や

就労態様に応じた諸要因

を考慮する考え方を示しま

した。このため、医学専

門家等を參集者とする「脳・

心臓疾患の認定基準に関

する専門検討会」におい

て疲労の蓄積等について

医学面からの検討が行われ

れ、平成13年11月に検討

結果が取りまとめられま

した（以下「専門検討会

報告」という）。

専門検討会報告において

働に着目してみた場合、現在までの研究によつて示されている1日4～6時間程度の睡眠が確保できない状態が、継続していたかどうかという視点で検討することが妥当といふ考えを示しました。

日本人の1日の平均的な生活時間を調査した総務庁の社会生活基本調査

等によると、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、労働者の場合、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行つた場合に相当し、これが1カ月継続した状態は、概ね80時間を超える時間外労働が想定され、1日5時間以下の睡眠は、1日5時間程度の時間外労働を行つた場合に相当し、これが1カ月継続した状態は、概ね100時間を超える時間外労働が想定されるとしました。

また、1日7・5時間程度の睡眠が確保できる状態を検討すると、1日2時間程度の時間外労働

を行つた場合に相当し、これが1カ月継続した状態は、概ね45時間の時間外労働が想定されるところでした。

この専門検討会報告を踏まえ、平成13年12月に脳・心臓疾患認定基準が改正されました。

この専門検討会報告が改正されたことを踏まえ、平成14年2月に、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「総合対策」という）が示されました。総合対策は、平成17年11月の労働安全衛生法の改正を踏まえ、平成18年3月に改正されています。

◎過重労働総合対策

脳・心臓疾患認定基準が改正されたことを踏まえ、平成14年2月に、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「総合対策」という）が示されました。総合対策は、平成17年11月の労働安全衛生法の改正を踏まえ、平成18年3月に改正されています。

総合対策では、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」を示しています。その内容の概要は、次のとおりです。

①時間外・休日労働時間の削減事業者は、平成13年4

月に示された「労働時間の適正な把握を行い、時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること踏まえ、時間外労働を月45時間以下とするよう努めること。

②年次有給休暇の取得促進

事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により年次有給休暇の取得促進を図ること。

③労働者の健康管理に係る措置の徹底

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者、衛生推進者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管理に関する体制を整備し、長時間にわたる時間外労働が月45時間以下となるよう労働時間管理を行なうことが、何よりも重要で

休日労働を行つた労働者に対する面接指導等を行うこと。

◎労働災害防止対策

現に月45時間を超える時間外労働を労働者に行わせている事業場においては、労働者の健康管理に係る措置の徹底は、重要なことです。労働基準法は、第三十二条で、週40時間を超える労働を禁止しています。時間外労働は、本来臨時的なもので、労働基準法第三十六条で定められている労使協定を締結する等の手続を経ることで、初めて40時間を超える労働が認められるものです。

時間外労働については、労使協定の当時者である使用者と労働者が真摯に協議し、月45時間以下の労働時間数となるように、適正な労働時間管理を行つていただきますようお願いします。

労働基準監督署には、労働者から、労働者の家族から、今なお多くの過重労働防止、時間外労働削減の指導を求める情報が寄せられています。

等の防止対策と同様に、許容できる範囲まで、労働災害防止対策として、リスクの低減措置をお願いします。

リスクの低減措置をお願いします。

暑中お見舞い申し上げます

名古屋北労働基準監督署

署長 田中哲夫
次長 高木勝己
次長 中村和嗣
署員一同

会員の皆さま

暑中お見舞い申し上げます

一般社団法人名北労働基準協会

会長 石原金三
副会長 白井文吾
専務理事 池戸宏司
事務局長 市之瀬光夫
特別顧問 石田幹夫
事務局職員一同